

東海村空家・空地バンクのご案内

令和8年4月1日発行

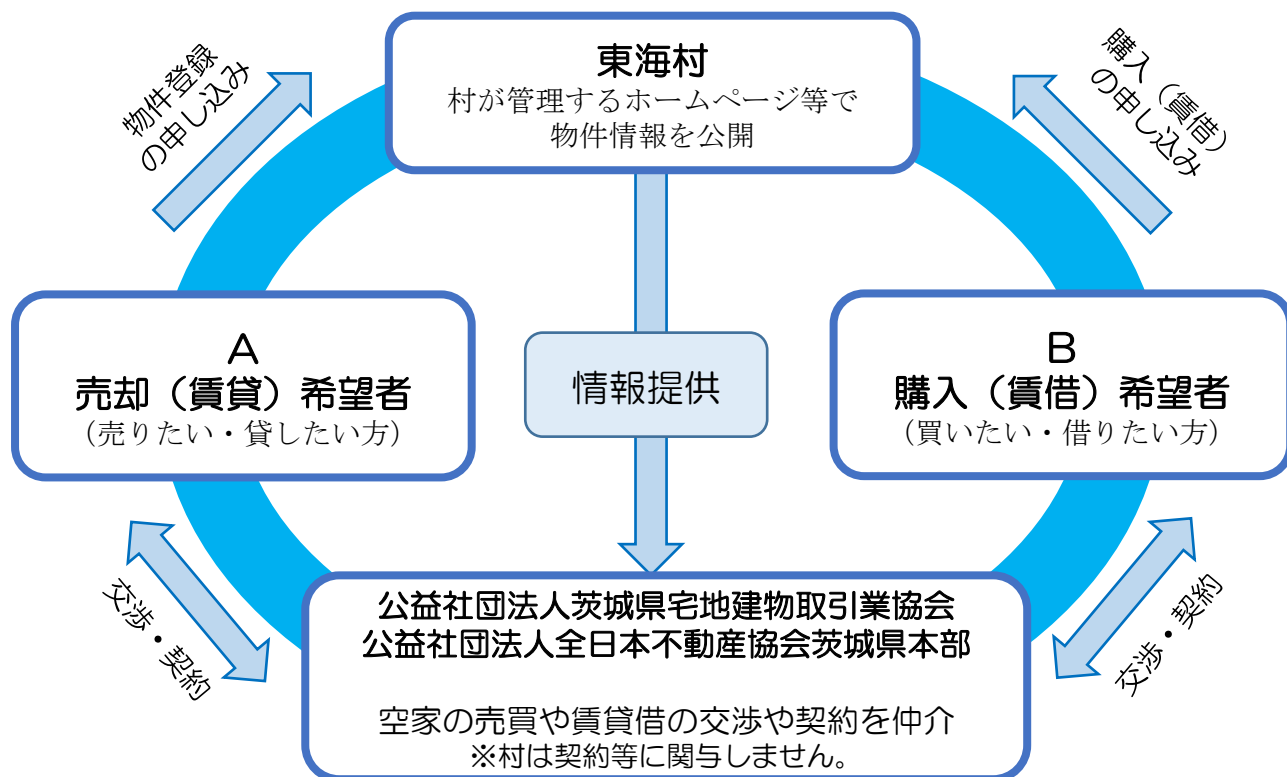


東海村空家・空地バンクのページ

■ 東海村空家・空地バンクのしくみ

「空家・空地バンク」とは、村内に所在する空き家と空き地の物件情報を売りたい方から買いたい方に、貸したい方から借りたい方に紹介することによって、空き家と空き地の有効活用を促進させるしくみのことを言います。

東海村空家・空地バンクは、村と連携協定を締結した公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部の会員による交渉、仲介等を通じて、空き家と空き地の売買（賃貸借）を支援します。（※村は契約等に関与しません。）



■ 要件・申込方法等

A. 売却（賃貸）希望者（売りたい・貸したい方）の場合

- (1) 申込者の要件（主なもの）
 - ・村内に所在する空き家・空き地の所有者又は管理者である方
- (2) 登録可能な空き家・空き地の要件（主なもの）
 - ・空き家 居住の用に供する空き家（賃貸の用に供するものを除く。）
 - ・空き地 個人が所有する良好な管理状態にある土地で、居住を目的とした建築物を建築することができる土地（市街化調整区域内のときは地目が宅地のものに限る。）
- (3) 申込方法
 - ・売却（賃貸）したい空き家・空き地に係る**物件登録申込書**に必要書類を添えて、くらしの安全課 生活環境・空き家対策担当に提出してください。

※上記以外にも要件があります。必ず、事前相談をしてください。

B. 購入（賃借）希望者（買いたい・借りたい方）の場合

- (1) 申込者の要件
 - ・以下の項目に該当しない方
 - ・市町村税の未納がある方
 - ・暴力団員である方、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方
 - ・その他村長が不適当と認める方
- (2) 申込方法
 - ・購入（賃借）したい空家等に係る**物件交渉申込書**に必要書類を添えて、くらしの安全課 生活環境・空き家対策担当に提出してください。

※上記以外にも要件があります。必ず、事前相談をしてください。

■ 村の補助制度をご活用ください

村では、下記の補助制度を提供しています。詳しくは、くらしの安全課 生活環境・空き家対策担当に、お問い合わせください。

(1) 空き家の解体工事、リフォーム工事に係る補助金

空き家の解体又はリフォームを実施した後に東海村空家・空地バンクに物件登録をしたい方、東海村空家・空地バンクから購入した空き家を解体又はリフォームしたい方向けの補助制度です。前者には**最大100万円**、後者には最大120万円の補助金が交付されます。

(2) 空き家・空き地の調査、測量、設計、表題登記、相続登記に係る補助金

くらしの安全課への相談を通じて紹介された専門家団体の会員が実施した業務（空き家・空き地の調査、測量、設計、表題登記、相続登記）に対する補助制度です。**最大10万円**の補助金が交付されます。

※上記以外にも要件があります。必ず、事前相談をしてください。

問い合わせ先・申請先

くらしの安全課 生活環境・空き家対策担当

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

電話 029 (282) 1711 (代表)

東海村空家・空地バンクのページ（表紙にあるQRコードからアクセスすることも可能です。）

<https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/4/akiya/index.html>